

葉山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

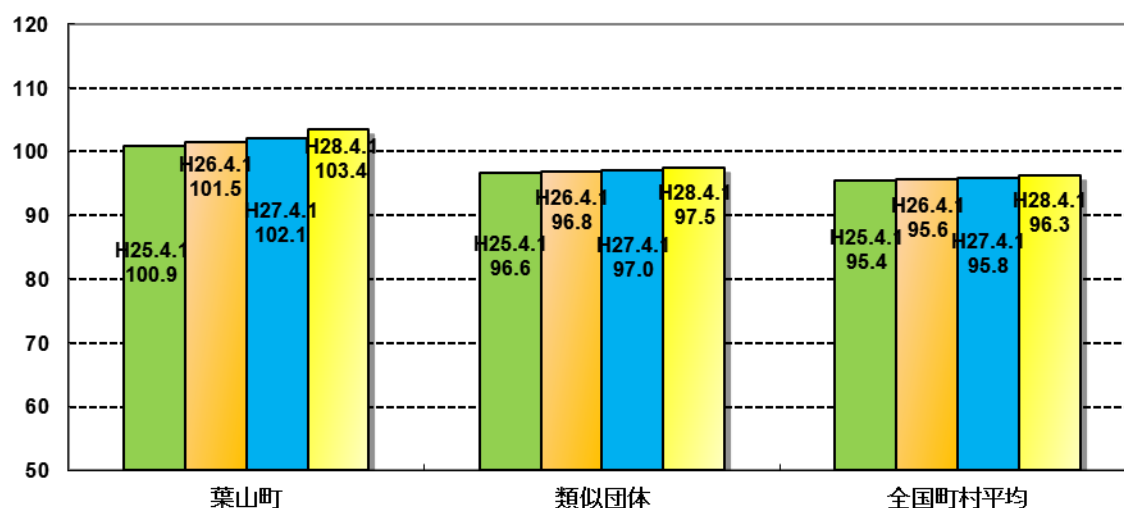
区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の 人件費率
27年度	32,121人	9,499,429千円	606,040千円	2,751,994千円	29.0%	27.6%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与費 B/A	(参考)町村 平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	253人	1,020,167 千円	336,160 千円	435,312 千円	1,791,639 千円	7,082千円	5,762千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

初任給等について、国の基準より高い。
給与制度の総合的見直しにより改善を図る。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日

（内容）給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.3%引き下げ。激変緩和のため3年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、葉山町においても6%を支給。

（実施時期）平成28年7月1日より実施。段階的に支給割合を引下げることにし、平成28年4月1日時点は10%、平成28年7月1日以降は8%、平成29年4月1日以降は6%支給。

（参考）

	平成27年度 の支給割合	平成28年度の支給割合		平成29年度 の支給割合
		4月1日時点	7月1日以降	
国基準による 支給割合	6%	6%	6%	6%
葉山町の支 給割合	10%	10%	8%	6%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成28年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
葉山町	42.4歳	335,172円	447,793円	424,119円
神奈川県	42.9歳	334,764円	442,255円	393,083円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.7歳	309,814円	374,408円	343,774円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
葉山町	48.8歳	49人	331,353円	408,544円	391,486円	—			
清掃作業員	48.5歳	26人	348,719円	441,589円	414,111円	廃棄物処理業従業員	45.3歳	290.3千円	1.52
庁務作業員	52.5歳	8人	377,413円	450,177円	445,184円	用務員	55.2歳	199.9千円	2.25
給食作業員	47.2歳	9人	249,133円	294,319円	289,910円	調理士	42.1歳	286.5千円	1.03
その他技能労務職	47.6歳	6人	318,017円	381,180円	374,213円	—	—	—	—
神奈川県	55.5歳	316人	352,391円	426,587円	404,502円	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
類似団体	50.5歳	10人	298,826円	329,060円	318,116円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
葉山町	—	—	—
うち清掃作業員	7,096,873円	3,968,100円	1.79
うち庁務作業員	7,382,743円	2,732,900円	2.70
うち給食作業員	4,606,800円	3,775,900円	1.22

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成25～27年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
葉山町	35.9歳	296,109円	404,594円	375,095円
神奈川県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	37.7歳	288,311円	364,183円	328,313円

④ 税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
葉山町	38.3歳	282,057円	409,430円	343,334円
神奈川県	—	—	—	—
国	43.3歳	366,926円	—	442,569円
類似団体	38.3歳	285,425円	370,068円	313,052円

⑤ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
葉山町	39.3歳	277,492円	350,381円	328,630円
神奈川県	—	—	—	—
国	42.4歳	330,211円	—	379,832円
類似団体	39.8歳	282,755円	314,127円	298,484円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		葉山町	県	国
一般行政職	大学卒	181,800円	183,500円	176,700円
	高校卒	153,000円	149,200円	144,600円
技能労務職	高校卒	143,500円	146,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

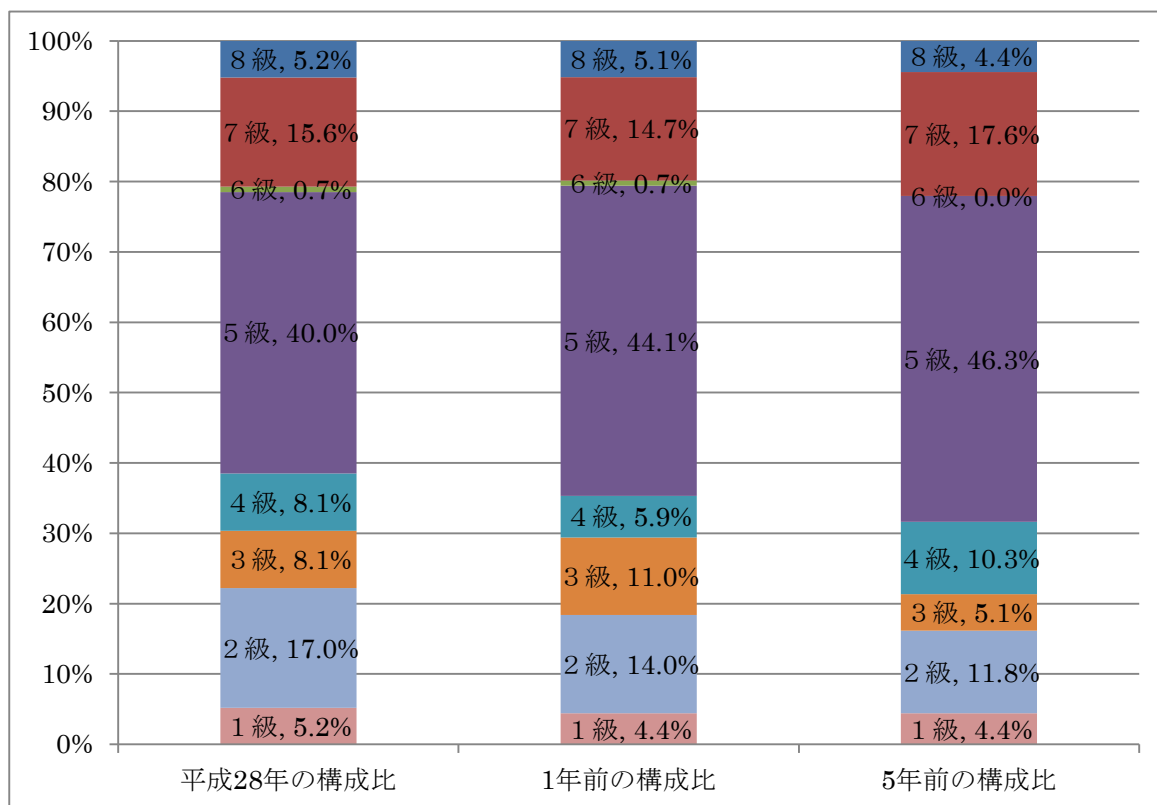
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,660円	349,700円	390,367円	409,271円
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	354,100円	376,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	7人	5.2%	406,900円	467,400円
7級	課長	21人	15.6%	361,300円	443,700円
6級	課長代理	1人	0.7%	317,000円	409,000円
5級	課長補佐、係長	54人	40.0%	286,200円	392,600円
4級	主査	11人	8.1%	259,900円	379,800円
3級	主任	11人	8.1%	226,400円	342,400円
2級	主事	23人	17.0%	190,200円	294,600円
1級	主事補	7人	5.2%	144,600円	246,100円

- (注) 1 葉山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 構成比は、端数処理のため合計が100%にならない場合がある。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	葉山町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

葉山町		神奈川県		国	
1人あたり平均支給額 (27年度) 1,671千円(年額)		1人あたり平均支給額 (27年度) 1,686千円(年額)		—	
27年度支給割合		27年度支給割合		27年度支給割合	
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.6月分 (0.75月分)	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.6月分 (0.75月分)	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.6月分 (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成 28 年度中における運用	葉山町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

葉山町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 —)			定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額 3,741千円 24,273千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 本町は神奈川県市町村職員退職手当組合に加入しており、支給率は同団体の定めによる。

(3) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		119,040千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 （27年度決算）		410千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	10%	290人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			107.3

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）	99千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	2千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）	15.9%
手当の種類（手当数）	6

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 （27年度決算）	左記職員に対する 支給単価	
			日額	
防疫作業手当	感染症の発生又は発生のおそれがある場合に、防疫作業に従事した職員に支給	—		500円
行旅死亡人等処置作業手当	行旅死亡人及び変死人の処置作業に従事した職員に支給	—	1件	3,000円
死畜処理作業手当	犬、猫等の死体の処理に従事した職員に支給	55千円	1件	300円
消防職災害現場作業手当	災害現場にて防災、応急作業に従事した消防職員に支給	—	1件	1,000円
救急救命士手当	救急業務のため出動し、救急救命処置に従事した救急救命士の資格を持つ職員に支給	35千円	1件	510円
救急業務手当	救急業務のため出動し、応急処置等に従事した消防職員に支給	9千円	1件	200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	50,883千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	253千円
支給実績（27年度決算）	49,006千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	238千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当の名称	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)	
扶養手当	自ら生計を維持する収入がなく、主として職員の扶養を受ける者を扶養する場合、以下の金額を支給	異	支給額	42,694 千円	270 千円	
	配偶者					14,100 円
	扶養親族（2人まで）					7,500 円
	上記のうち配偶者がいないときの扶養親族（1人まで）					11,600 円
	扶養親族（3人目以降）					7,000 円
満16歳の年度当初から満22歳の年度末まで扶養親族である子に加算される金額	5,000 円					
住居手当	職員が自ら居住するための住宅について、下記の基準により支給	異	支給額 支給対象	46,456 千円	218 千円	
	借家・借間（※）					29,300 円
	自己所有または共有					14,200 円
※借家・借間における家賃等が29,300円未満のときは、家賃相当額を支給						
通勤手当	通勤のため交通機関または交通用具（自動車、バイク等）を利用する場合に支給	異	支給額 支給対象	21,262 千円	97 千円	
	交通機関利用者					実費相当額
	交通用具利用者					以下の額を支給
	片道2km以上 60km未満まで					2,600 円 2kmを超える1kmごとに600円を加算
片道60km以上	上限37,400 円					
休日勤務手当	祝日法による休日等に正規の勤務時間として勤務した職員に対して、勤務1時間あたりの給与額に135/100の率を乗じた額	同	—	22,616 千円	238 千円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に対して、勤務1時間あたりの給与額に25/100を乗じた額	同	—	2,343 千円	60 千円	
管理職手当	管理または監督の職（課長補佐級以上）にある職員に対して、その給料月額に、職務段階に応じ14/100～18/100（4段階）の率を乗じた額	異	支給率	53,602 千円	766 千円	
管理職員特別勤務手当	管理または監督の職（課長補佐級以上）にある職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により祝日法による休日等に勤務した場合、その勤務について1回あたり6,000円～18,000円（3段階）を支給	異	支給額	1,002 千円	28 千円	

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	町 長	823,000 円	920,000 円	585,600 円
	副町長	666,000 円	760,000 円	536,000 円
報酬	議 長	499,000 円	499,000 円	227,000 円
	副議長	430,000 円	430,000 円	182,000 円
	議 員	400,000 円	400,000 円	157,000 円
期末手当	町長・副町長	(27年度支給割合) 4.2月分		
	議長・副議長・議員	(27年度支給割合) 4.2月分		
退職手当	町長・副町長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		町 長 823,000 円 × 37.5/100 × 48 月 14,814,000 円	副町長 666,000 円 × 25/100 × 48 月 7,992,000 円	任期毎に支給 任期毎に支給

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

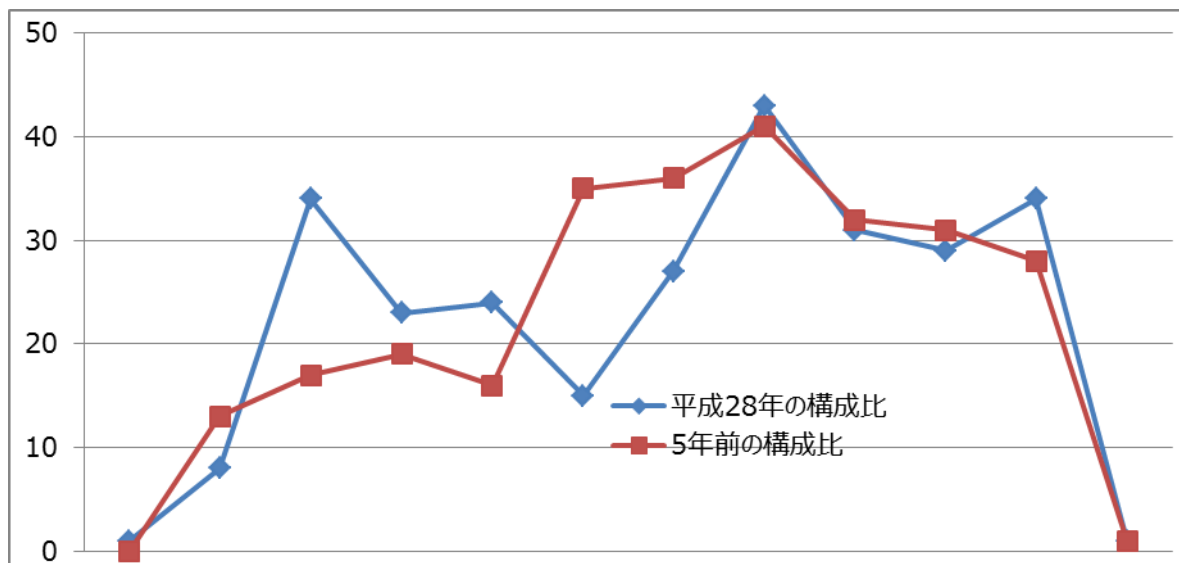
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前 年	主な増減理由
			27年	28年	増減 数	
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4		
		総 務	47	46	△ 1	退職者の影響による減員
		税 務	15	14	△ 1	退職者の影響による減員
		農林水産	2	2		
		商 工	2	2		
		土 木	27	27		
		民 生	37	34	△ 3	育休代替職員の任期満了等による減員
		衛 生	39	40	1	業務増に対応するための増員
	計	173	169	△ 4	<参考>人口1万人当たり職員数52.61人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数50.00人)	
	教育部門	36	36			
	消防部門	49	48	△ 1	退職者の影響による減員	
計	258	253	△ 5	<参考>人口1万人当たり職員数78.76人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数64.41人)		
公営企業等会計部門	下水道	7	7			
	その他	10	10			
	計	17	17			
合 計			275	270	△ 5	<参考>人口1万人当たり職員数84.06人
			[323]	[326]	[3]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	34人	23人	24人	15人	27人	43人	31人	29人	34人	1人	270人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	過去5年間の増減数（率）
一般行政	166	170	171	166	173	169	3（1.78）
教育	38	38	38	38	36	36	△2（△5.56）
消防	47	51	49	48	49	48	1（2.08）
普通会計計	251	259	258	252	258	253	2（0.79）
公営企業等会計計	18	18	18	17	17	17	△1（△5.88）
総合計	269	277	276	269	275	270	1（0.37）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。